

事業所等の新設・移転・増設時における公害未然防止事前申請に関するチェックリスト

【申請書】

該当する事項に○印をしてください。

提出年月日	建築確認申請前に提出されていますか。	1.該当	2.非該当
用地面積	磐田市土地利用委員会の承認を受けていますか。(1,000㎡以上の開発が該当)	1.承認済	2.未承認 3.非該当
用途地域	都市計画区域が正しく記載されていますか。	1.記載済	2.未記載
騒音規制地区	騒音規制法・条例に基づき、正しく選択されていますか。(下表参照)	1.選択済	2.未選択
設備機器別数量 能力	設備を設置する場合、設備名及び機器の能力が記載されていますか。	1.記載済	2.未記載 3.非該当
用水計画	水を使用する場合、数値が記載されていますか。(使用しない場合は、「0」と記載)	1.記載済	2.未記載 3.非該当
排水計画	公共用水域に排水する場合、最寄の河川名が記載されていますか。 (下水道へ接続している(する)場合は、「下水道」と記載)	1.記載済	2.未記載 3.非該当
	1日当たりの平均的な排水量が記載されていますか。	1.記載済	2.未記載 3.非該当
公害防止対策及び環境整備計画等の概略	公害防止対策方法または防止計画が具体的に記載されていますか。	1.記載済	2.未記載
	ISOやエコアクション21を取得している場合、記載されていますか。	1.記載済	2.未記載

【添付書類】

確約書	代表者印が押印された確約書が添付されていますか。	1.添付済	2.未添付
案内図	事業所の所在及び周辺の様子が確認できる図面が添付されていますか。	1.添付済	2.未添付
配置図	事業所内の建物の配置が確認できる図面が添付されていますか。	1.添付済	2.未添付
平面図	建物内の設備の配置が確認できる図面が添付されていますか。	1.添付済	2.未添付
構造図	建物の構造が確認できる図面が添付されていますか。	1.添付済	2.未添付

地域の区分と用途地域	
騒音規制地区	都市計画法による用途地域
第1種区域	第1種低層住居専用地域 第2種低層住居専用地域
第2種区域	第1種中高層住居専用地域 第2種中高層住居専用地域 第1種住居地域(特別工業地区を除く) 第2種住居地域 準住居地域 市街化調整区域
第3種区域	近隣商業地域 商業地域 準工業地域 特別工業地区
第4種区域	工業地域 工業専用地域(※県条例のみ指定されている)

裏面につづく

【公害防止対策】

騒音及び振動の防止	低騒音型機器導入の有無について	1 有(機器名) 2 無
	防音ラギング設置の有無について	1 有(設置箇所) 2 無
	防振ゴム設置の有無について	1 有(設置箇所) 2 無
	消音カバー設置の有無について	1 有(設置箇所) 2 無
	壁の遮音・吸音対策について	1 有(使用部材) 2 無
	屋根の遮音・吸音対策について	1 有(使用部材) 2 無
	防音壁設置の有無について	1 有(使用部材) 2 無
	隣地境界との離隔について	(東 m 西 m 南 m 北 m)
	その他の対策について	()
水質汚濁の防止	生活排水・工程排水の公共下水道接続について	1 全量接続 2 一部接続 3 接続しない
	分離槽の設置について	1 設置する(容量 m ³) 2 設置しない
	浄化槽の設置について	1 設置する(合併 人槽) 2 設置しない
	工程水質処理方法について	()
	油等流出防止対策について	()
	冷却水の処理について	1 循環方式 2. そのまま排出
ばい煙の防止	ボイラー等の使用燃料について	1 無 2 ガス 3 灯油 4 重油 5 その他()
	焼却炉の有無について	1 有 2 無
	※有の場合、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に適合していますか。	1 適合 2 不適合
	ばい煙防止方法について	()
粉じんの防止	粉じん防止方法について	()
悪臭の防止	排気口の有無について	1 有(設置箇所) 2 無
	悪臭防止対策について	()
周辺住民に対する事業説明について	周知の方法(複数選択可)	1.住民説明会 2.各戸説明 3.周知文配布 4.その他() 5.説明会の必要なし
	周知の範囲	1.該当自治会全域 2.半径 m程度
	周知の時期	年 月 日 ~ 年 月 日

【その他】

特定建設作業の該当の有無について	騒音規制法・県条例	1.該当	2.非該当
	振動規制法・県条例	1.該当	2.非該当
	※該当する場合は、法令または県条例に従い、届出書を作業開始日の7日前までに提出をお願いします。		

特定施設の有無について	大気汚染防止法・県条例	1.該当	2.非該当
	水質汚濁防止法・県条例	1.該当	2.非該当
	※該当する場合は、各法令または県条例に従い、設置(変更)届を機器設置工事の開始60日前に提出すること。		
	騒音規制法・県条例	1.該当	2.非該当
	振動規制法・県条例	1.該当	2.非該当
	※該当する場合は、各法令または県条例に従い、設置(変更)届を機器設置工事の開始30日前に提出すること。		
公害防止組織について	公害防止統括者及び代理者 常時使用する従業員が21人以上	1.該当	2.非該当
	公害主任管理者及び代理者 ばい煙発生量が4万m ³ /h以上 かつ 排水量が1万m ³ /h日以上	1.該当	2.非該当
	公害防止管理者及び代理者 大気 ばい煙発生施設であり、有害物質排出するおそれのある施設及び有害物質未排出で1万m ³ /h以上の工場	1.該当	2.非該当
	水質 有害物質排出するおそれのある施設及び有害物質未排出で1千m ³ /日以上以上の工場	1.該当	2.非該当
	騒音 機械プレス(980キロニュートン以上) 鍛造機(落下部分の重量が1t以上のハンマー)	1.該当	2.非該当
	振動 液圧プレス(矯正プレスを除く、2,941キロニュートン以上) 機械プレス(980キロニュートン以上) 鍛造機(落下部分の重量が1t以上のハンマー)	1.該当	2.非該当